

議案第8号

木津川市放課後児童クラブ条例の一部改正について

木津川市放課後児童クラブ条例（平成19年木津川市条例第118号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和8年2月26日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

放課後児童クラブにおいて、児童へのサービスの充実を図るとともに、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し、安定的かつ持続可能な運営を確保するため、指定管理者制度を導入することができるよう、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）

木津川市放課後児童クラブ条例（平成19年木津川市条例第118号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第10条</u> 市長は、児童クラブの管理運営上必要と認めるときは、地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）</u>に児童クラブの管理を行わせることができる。</p> <p><u>（指定管理者が行う業務）</u></p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p><u>（1） 育成事業に関する業務</u></p> <p><u>（2） 施設等の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（3） 児童クラブの入所の承諾その他運営に関する業務</u></p> <p><u>（4） 使用料の収納又は利用料金の収受に関する業務</u></p> <p><u>（5） 前各号に掲げるもののほか、</u></p>	

市長が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 市長は、第10条の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、児童クラブの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、第7条第2項に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかにこれを告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に児童クラブの管理を行わなければならない。

(準用)

第14条 第4条から第9条までの規定は、指定管理者に児童クラブの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第15条 (略)

第10条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 8 号 木津川市放課後児童クラブ条例の一部改正について	
担 当 課	こども未来課 児童育成係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	共働き世帯等の増加により放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、人材確保の困難や運営負担の増大などの課題が顕在化しています。限られた行政資源の中で安定的かつ質の高い保育運営を継続するため、指定管理者制度の手法を活用し導入するものです。民間事業者の創意工夫や専門的ノウハウを活用することで多様な活動の展開や柔軟な人員配置を可能とし、児童にとって魅力ある居場所づくりを推進するとともに、指導員の資質向上や運営経費の効率化、持続可能な運営体制の構築を図ることを目的としています。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度第 2 回木津川市子育て No.1 のまちづくり推進チーム会議 (11 月 4 日) ・令和 7 年度第 2 回木津川市子ども・子育て会議 (令和 7 年 11 月 11 日実施) ※調整会議 ・木津川市立小中学校校長会議 (11 月 19 日) ・令和 7 年第 11 回木津川市教育委員会定例会 (11 月 25 日) 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 令和 7 年度第 2 回木津川市子ども・子育て会議 (11 月 11 日実施)	
市総合計画の位置付け	基本方針	1 ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きるこどもを育むまちづくり
	政策分野	1 子育て
	施 策	① 子育て支援 I. 子ども・子育て支援事業の推進
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度 (令和 9 年度) <input type="checkbox"/> 複数年度 (年度) 435,712 千円 放課後健全育成事業費、児童クラブ運営事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	民間事業者の創意工夫や専門的ノウハウを活用することで多様な活動の展開や柔軟な人員配置を可能とし、児童にとって魅力ある居場所づくりを推進するとともに、指導員の資質向上や運営経費の効率化、持続可能な運営体制の構築を図ることが期待されます。また、大手民間事業者より参考見積を徴取し、公立及び民間の運営費の推移 (令和 7 年度以降) について比較を行った結果、令和 8 年度において、運営費が民間事業者 1 社と同程度となり、令和 9 年度以降は恒常的に公立運営費が民間運営費を上回り続ける試算結果であり、効果的な行政サービスの提供ができると見込んでいます。	